

木造住宅耐震【改修工事】補助金について

＜対象要件＞

- 昭和56年（1981年）5月31日以前に建築された専用住宅及び店舗・事務所兼用住宅
- 2階建以下の在来構法により施工された木造建築物
- 住宅の所有者が藤沢市内に居住していること
- 一般診断または精密診断の総合評点が1.0未満であるもの
- 事前相談が終わっているもの

※市税を滞納している方は対象となりません。

※申請前に耐震改修工事の契約が済んでいるもの（見積りの取得は含みません）、過去に実施した耐震改修工事については対象となりません。

※事前相談後11月末までに申請がない場合は、キャンセルとなります。

※令和5年度から所有者が市内居住であれば、貸家・空家でも補助対象となりました。

＜補助金額＞

- 耐震改修工事にかかる費用の1/2かつ最大で90万円
(補強設計費、耐震改修工事費・工事監理費が対象です。)
- 耐震診断（一般診断・精密診断）に要した費用の1/2かつ最大で6万円

＜申請期限＞

11月末までに補助金交付申請書（第1号様式）提出

＜申請に必要なもの＞

- ①マイナンバーカード、運転免許証（両面）、
事前相談時に①～④の確認
国民健康保険被保険者証等の住所を確認できる資料の写し（所有者全員分）
②固定資産（家屋）評価証明書又は家屋に係る納税通知書の写し（所有者全員分）
③建築士による一般診断または精密診断の結果を記載した書類
④【上記（2）の補助金を申請する場合】

（平成26年度以前）耐震診断補助金額交付決定通知書の写し又は
（平成27年度以降）耐震診断補助金交付等決定通知書の写し

※令和4年度から押印は不要となりました。ただし、申請書を訂正する場合は、
申請書及び訂正箇所に押印が必要になります。（代理者が訂正する場合は、委任状に押印が必要です）

＜受付窓口＞

建築指導課 審査担当
藤沢市役所分庁舎3階 電話：50-3539（直通）

